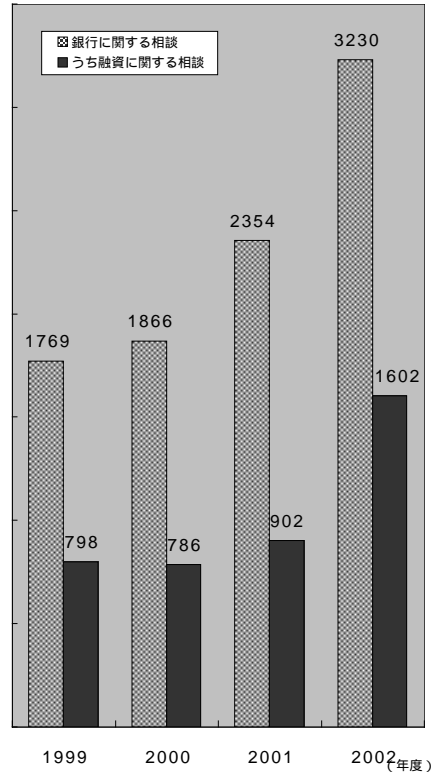
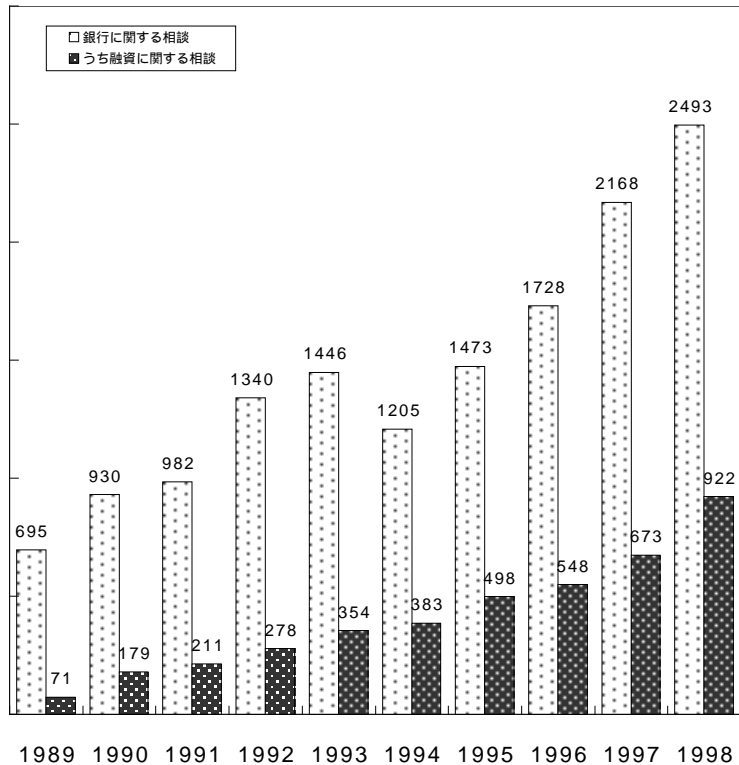


【国民生活センター・消費生活センターの相談件数】



注1) 内閣府による、国民生活センター及び各地の消費生活センターに寄せられた「銀行」に関する相談件数についてより作成。

注2) 1999年度より、相談の分類方法が改められ、事業者の業態別でなく、販売される商品・サービス別に集計されることとなった。このため、1999年度以降は、購入・契約事業者名に銀行を表す語句（銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫・商工中金・農林中金・農協）が含まれる相談を集計することとした。